

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市消費者被害防止ネットワーク事業業務
発 注 課	市民文化局市民生活部消費生活課
選 定 事 業 者	公益社団法人 札幌消費者協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>1 当該事業の関係機関や消費生活サポーターから、支援対象者の消費者トラブルについて相談を受けるほか、必要に応じて消費生活相談室と連携し、実態調査や適切な助言及び相談窓口の紹介など、消費生活相談業務に相当する専門性のある高い知識及び経験が要求されること。</p> <p>2 支援対象者や見守る立場の人に対する講座等の啓発活動を年間80回程度行うため、消費者トラブルや消費者教育に精通し、相応の啓発活動実務経験を有し、また消費生活推進員の統括や補助・支援を行える人員を一定数以上確保する必要があること。</p> <p>3 支援対象者の消費者被害を未然に防止し、または早期に発見・救済するため、関係機関や消費生活サポーター等とのネットワーク体制を拡充し、連携していく必要があることから、関係機関等との信頼関係の維持や構築を可能とする信頼性を有していること。</p> <p>4 消費者トラブルに関する相談や、関係機関とのネットワーク体制の構築などから鑑みて、当該事業に関して直接的な利害を有する者は不適切であることから、公正かつ中立な立場で実務を実施できる公益性が求められること。</p> <p>5 当該業務は、平成19年度の事業開始時より公益社団法人札幌消費者協会が継続して受託しており、同協会は、これまでに培ってきた当該事業の関係機関との強い信頼関係も築いている状況にある。また、業務内容を熟知しており、これまでの業務履行が良好であることから支援対象者の見守り活動に関する経験・ノウハウを有している。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和7年3月18日